

添付法令資料 3 :

国内における協力に関する 2022 年 2 月 16 日付インドネシア共和国
環境林業大臣規則 No. 3 (目次)
同月 24 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 4 条)
第 2 章	協力パートナー、活動部門及び協力形態
第 1 節	協力パートナー (第 5 条)
第 2 節	協力活動部門 (第 6 条)
第 3 節	協力形態 (第 7 条及び第 8 条)
第 3 章	協力申請手続
第 1 節	通則 (第 9 条)
第 2 節	活動部門間の協力申請手続
第 1 款	覚書 (第 10 条及び第 11 条)
第 2 款	協力契約 (第 12 条ないし第 15 条)
第 3 節	各活動部門の協力申請手続 (第 16 条ないし第 18 条)
第 4 章	省により主導される協力の手続 (第 19 条ないし第 23 条)
第 5 章	協力の実施 (第 24 条)
第 6 章	協力の期間、延長、変更及び終了 (第 25 条ないし第 28 条)
第 7 章	協力の産物 (第 29 条及び第 30 条)
第 8 章	評価及び報告
第 1 節	評価 (第 31 条ないし第 33 条)
第 2 節	報告 (第 34 条)
第 9 章	資金調達 (第 35 条)
第 10 章	雑則 (第 36 条ないし第 38 条)
第 11 章	経過規定 (第 39 条)
第 12 章	終則 (第 40 条及び第 41 条)